

阿南市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

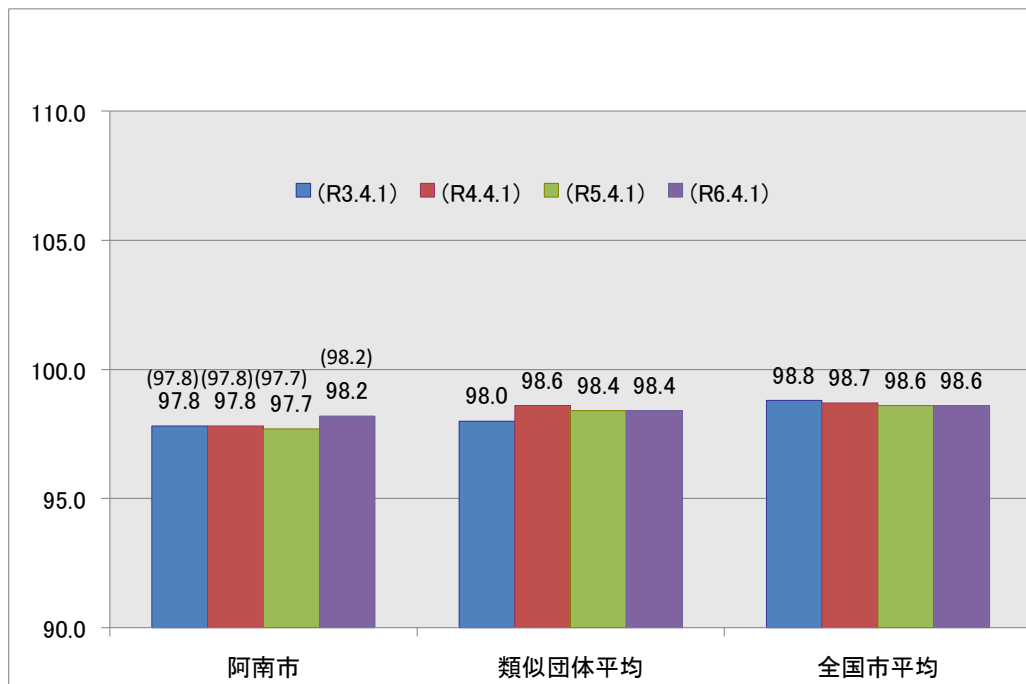
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 68,969	千円 37,239,760	千円 162,805	千円 8,111,030	% 21.8	% 21.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 771	千円 2,734,457	千円 610,527	千円 1,160,994	千円 4,505,978	千円 5,844	千円 5,992

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年再任用短時間勤務職員の給与費は含まれますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げた。若年層については据え置き、高齢層については最大4%引き下げた。
激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準3%に対し、阿南市においても3%を支給。
（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%、平成28年4月1日時点は3%を支給。

（参考）

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の 支給割合	平成29年度の 支給割合	平成30年度の 支給割合	令和元年度の 支給割合	令和2年度の 支給割合	令和3年度の 支給割合	令和4年度の 支給割合	令和5年度の 支給割合	令和6年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後									
国基準による 支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
阿南市 の支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
阿南市	42.4 歳	318,200 円	398,533 円	349,906 円
徳島県	43.2 歳	328,335 円	424,749 円	360,254 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.8 歳	316,920 円	385,423 円	350,499 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対抗する民間の類 似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
阿 南 市	49.6 歳	69 人	314,300 円	361,741 円	338,811 円	—	—	— 円	—
うち学校給食員	46.2 歳	18 人	297,000 円	320,761 円	314,433 円	飲食物調理従事者	48.8 歳	233,500 円	1.37
うち清掃職員	51.8 歳	24 人	348,600 円	419,467 円	380,029 円	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	1.33
うち自動車運転手	49.9 歳	3 人	309,300 円	379,100 円	334,900 円	乗用自動車運転者	63.4 歳	177,500 円	2.14
うち用務員	57.5 歳	7 人	297,500 円	318,557 円	311,314 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.30
徳島県	57.8 歳	26 人	356,746 円	393,746 円	374,711 円	—	—	— 円	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	—	— 円	—
類似団体	52.0 歳	20 人	300,573 円	331,686 円	314,882 円	—	—	— 円	—

(注) 年収ベースのデータは、平均給与月額を12倍したものに前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
阿 南 市	— 円	— 円	—
うち学校給食員	5,395,332 円	3,144,300 円	1.72
うち清掃職員	6,851,104 円	4,376,300 円	1.57
うち自動車運転手	6,106,200 円	2,149,700 円	2.84
うち用務員	5,590,984 円	3,297,300 円	1.70

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和3年～令和5年の3ヶ年の加重平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
(本市職員のデータは、正規職員のみを対象としていますが、民間データはアルバイト、パートなどの非正規職員を含んでいます。)
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職（幼稚園教諭）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
阿南市	39.7 歳	294,500 円	310,075 円
徳島県	43.0 歳	359,368 円	399,746 円
類似団体	40.6 歳	309,978 円	348,617 円

※ 阿南市は幼稚園、徳島県は小・中学校（幼稚園）

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		阿南市	徳島県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	169,000 円	— 円
	中 学 卒	— 円	159,500 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	196,200 円	226,100 円	— 円
	短 大 卒	179,100 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	268,450 円	357,100 円	376,500 円	389,600 円
	高 校 卒	236,900 円	311,100 円	— 円	379,300 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	254,350 円	310,400 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	254,800 円	— 円	— 円	— 円
	短 大 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

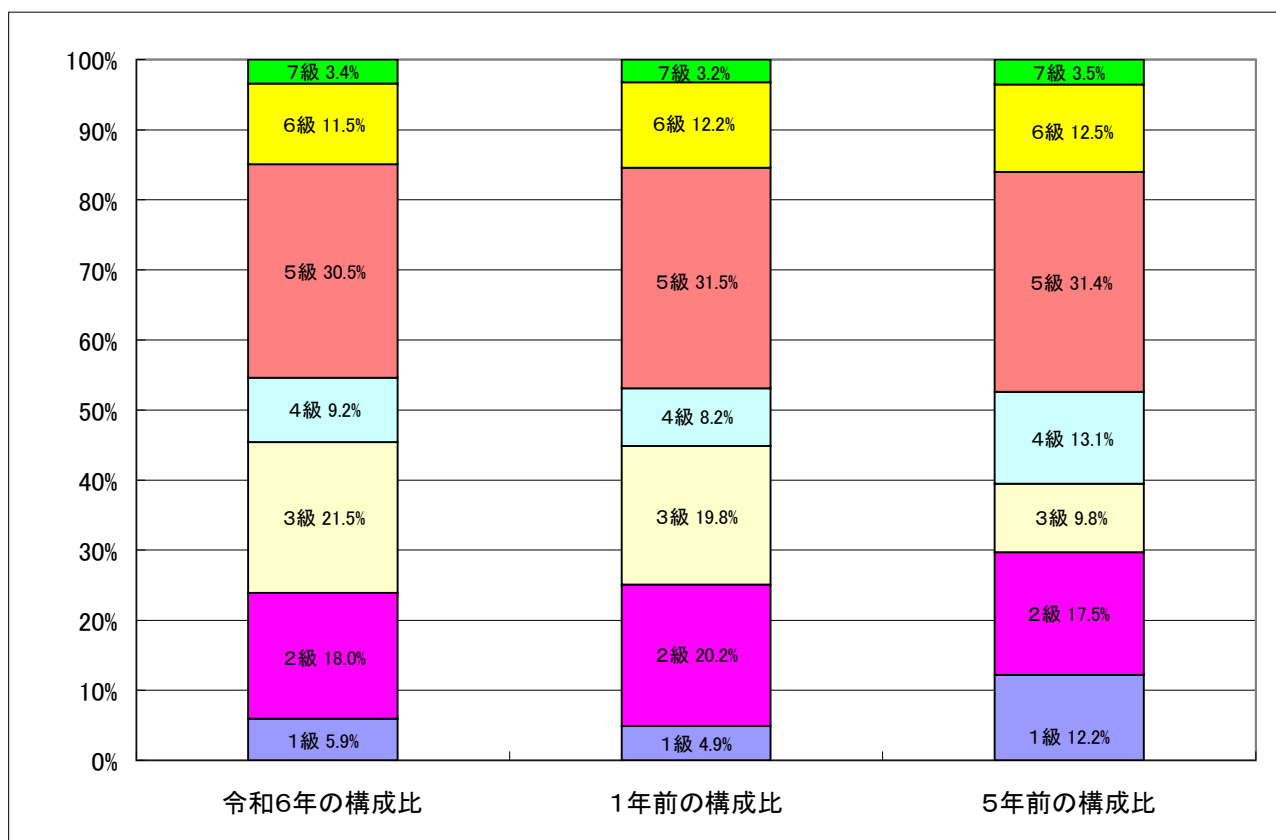
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

(令和6年4月1日現在)

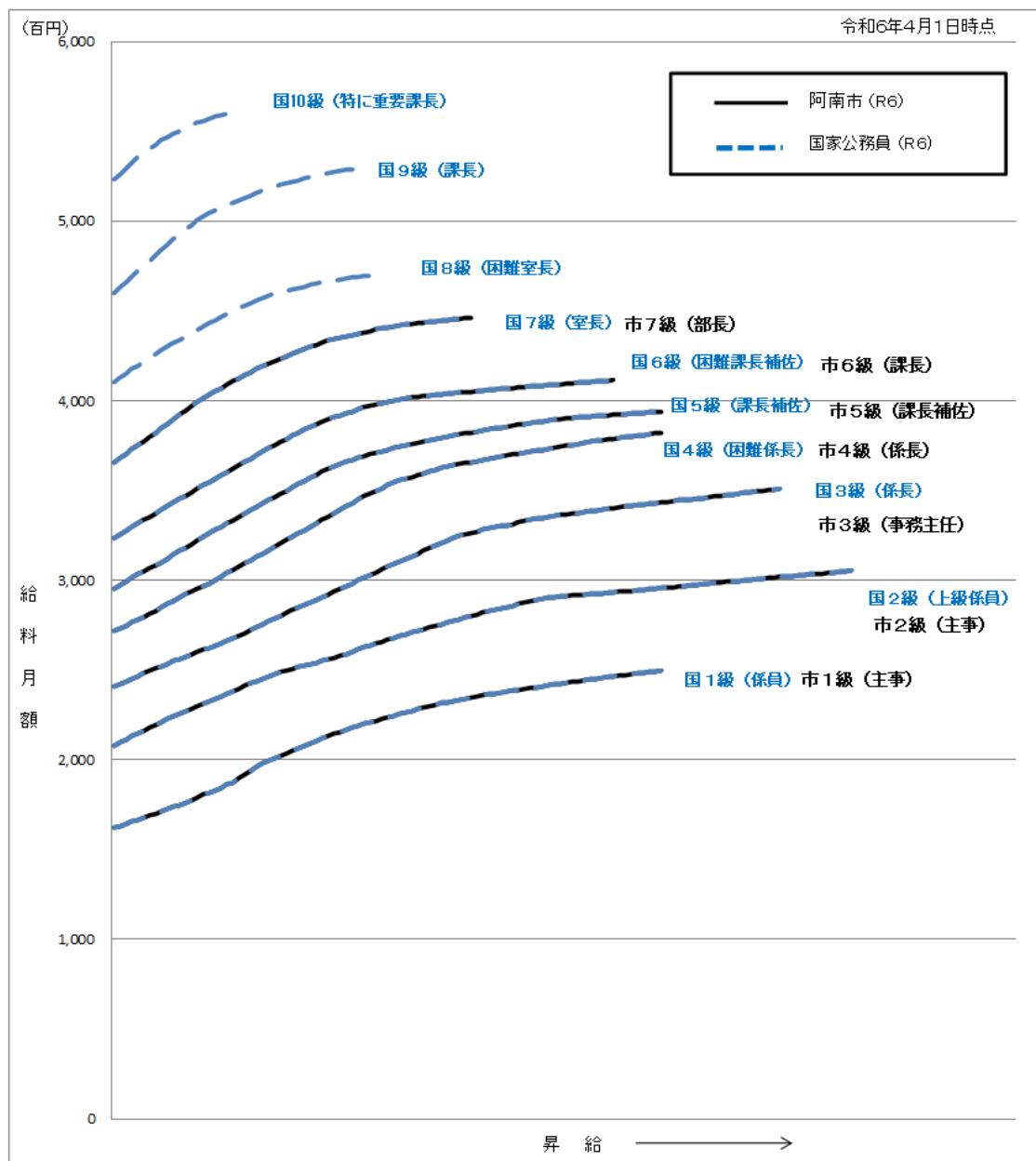
(単位：円)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	24	5.9	162,100	249,400
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	74	18.0	208,000	305,200
3 級	主任の職務	88	21.5	240,900	351,000
4 級	係長又は困難な業務を行う主任の職務	38	9.2	271,600	382,000
5 級	課長補佐、主査又はこれに相当する職務、困難な業務を行う係長の職務	125	30.5	295,400	394,000
6 級	参事、課長及び主幹の職務又はこれに相当する職務	47	11.5	323,100	411,300
7 級	部長の職務又はこれに相当する職務	14	3.4	365,500	446,200

- (注) 1 阿南市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（阿南市）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（阿南市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける適用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分			○		○
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

阿 南 市	徳 島 県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,623 千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,691 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（阿南市）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当

（令和6年4月1日現在）

阿 南 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 3,586千円 20,522 千円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は 令和5年度 に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		91,727 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		113,805 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
阿南市	3 %	806 人	3 %

(4) 特殊勤務手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		15,593 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		105,359 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)		18.4 %		
手当の種類(手当数)		15		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度)	左記職員に対する 支給単価
税務徴収事務従事職員の特殊勤務手当	税務事務を所掌する課の職員で、市税の徴収を主たる職務とする職員	市税徴収業務	173 千円	月額2,500円
市税滞納整理事務従事職員の特殊勤務手当	出張して市税の滞納整理事務に従事したとき	市税滞納整理事務	40 千円	日額250円
財産差押事務従事職員の特殊勤務手当	市税に係る滞納について財産の差押又は差押物件の引揚げに従事した職員	市税に係る滞納についての財産の差押又は差押物件の引揚げ業務	75 千円	1世帯につき、財産の差押300円、 差押物件の引揚げ520円
葬斎場勤務職員の特殊勤務手当	葬斎場における管理業務又はその他の業務に従事する職員	葬斎場における管理業務又はその他の業務	960 千円	管理業務従事職員 50,000円 その他の業務従事職員 80,000円
医療業務等従事職員の特殊勤務手当	医師又は看護業務の資格を有し、医療業務又は看護業務に従事する職員	医療業務又は看護業務	— 千円	医師の資格を有する職員 診療所に勤務した1月につき 給料月額 $\frac{3}{2}$ を超えない範囲で市長が定める額 看護業務の資格を有する職員 診療所に勤務した1月につき4,000円 上記以外の職員で特に市長が認めた業務に従事した職員 従事した1日につき250円
伊島診療所長及び伊島診療所に出務する職員の特殊勤務手当	医師が伊島診療所長となった場合又は伊島診療所に出務し医療業務に従事したとき	同左業務	— 千円	伊島診療所長 50,000円 伊島診療所に出務し、医療業務に従事する職員 59,000円
介護保険料徴収事務従事職員の特殊勤務手当	出張して介護保険料の徴収事務に従事した職員	介護保険料徴収事務	— 千円	日額250円

感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症防疫業務	18 千円	・日額1,300円 ・新型コロナウイルス感染症対応@3000円、@4000円(R5.5.7まで)
社会福祉事業従事職員の特殊勤務手当	福祉事務所に所属する職員で生活保護法に定める業務に従事した職員 出張して身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に定める業務に従事した職員	同左業務	1,008 千円	生活保護法に定める業務に従事する職員 月額6,000円 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に定める業務に従事した職員 日額200円
伊島保育所勤務職員の特殊勤務手当	伊島保育所に赴任して保育業務に従事する職員	伊島保育所に赴任しての保育業務	— 千円	月額32,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱業務従事職員の特殊勤務手当	行旅病人の保護又は行旅死亡人の収容業務に従事した職員	行旅病人の保護又は行旅死亡人の収容業務	— 千円	病人の保護1人につき 1,300円 死亡人の収容1件につき 6,500円
市営住宅家賃等徴収事務従事職員の特殊勤務手当	出張して市営住宅家賃等の徴収事務に従事した職員	市営住宅家賃等の徴収事務	— 千円	日額250円
災害防止作業従事職員の特殊勤務手当	阿南市の広域にわたり風水害・震災など天災地変による非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害現場若しくは災害発生のおそれがある地域において応急対策の作業に従事した職員で、市長が特に認めたもの	同左作業	73 千円	日額1,300円
清掃作業従事職員の特殊勤務手当	ごみの収集、運搬又は処分に従事した職員 犬又は猫の死体処理作業に従事した職員	同左作業 夏期加算（6月1日から9月15日まで） 年末年始加算（12月29日から翌年1月3日まで） 同左作業	4,201 千円	日額1,000円 勤務した1日につき 300円 勤務した1日につき 3,000円 処理した1頭につき 500円
消防業務従事職員の特殊勤務手当	徳島県消防防災ヘリコプター搭乗派遣職員に関する協定により徳島県に派遣された職員 出勤して災害業務に従事した職員 出勤して救急業務に従事した職員 夜間に割り振られた正規の勤務時間の全部を勤務した職員 深夜において通信及び受付の業務に従事した職員 災害業務又は救急業務のために出勤する消防用自動車の整備、点検及び運転業務に従事した職員	同左搭乗等業務 消火、救助及び水防対策に係る業務 傷病者等を救護し、又は搬送する業務 夜間（午後5時から翌日の午前8時30分までの間）業務 深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）の左記業務 同左業務	9,010 千円	勤務した1月につき 6,000円 出勤した1回につき 250円 出勤した1回につき 170円 救急救命士の資格を有する職員は出勤した1回につき 300円 勤務した1回につき 500円 勤務した1夜につき 200円 当務日1日につき、120円

(5) 時間外勤務手当

支給実績	(令和5年度決算)	212,896 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和5年度決算)	352 千円
支給実績	(令和4年度決算)	226,896 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和4年度決算)	361 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

(6) その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (ア)配偶者6,500円 (イ)子10,000円 ・満16歳年度初めから満22歳年度までの間にある子1人につき5000円を加算 (ウ)配偶者、父母等子以外6,500円	同じ		71,852 千円	248,623 円
住居手当	月額25,000円以下の家賃、家賃の月額から14,000円を控除した額 月額25,000円を超える家賃、家賃の月額から25,000円を控除した額の2分の1に11,000円を加算した額で、28,000円を限度に支給	異なる	支給対象家賃下限	42,476 千円	290,932 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、その運賃等を負担することを常例とする職員に支給。ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満である職員等を除く。(支給限度額31,500円) ・定期券(3月を超えない範囲内で最も長い期間のもの)の月数で除して得た額 ・定期券を発行していない場合は、利用区間についての通勤22回分(消防職員で、交替勤務者にあつては12回分)の運賃等の額 通勤のため自転車等を使用することを常例とする職員に支給する。ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。 6km未満3,900円、6km以上は4kmごとに2,300円を加算 (支給限度額31,500円) 住居等が遠隔又は特に不便の地にあるためいずれの交通機関等若しくは自転車等を利用しても通勤が著しく困難であり又は定刻までに出勤できない職員で勤務地付近で常時宿泊しているもの月額2,000円	異なる	・交通機関等利用の場合の限度額 ・自転車等使用の場合の手当単価	53,706 千円	85,519 円
管理職手当	部長級85,300円 副部長級74,600円 参事級71,600円 課長級61,100円 主幹級50,700円	異なる	役職に応じ支給額が定額	61,145 千円	826,284 円

休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日等に勤務することを命ぜられた職員に支給する。 支給額は1時間あたりの給与額×支給率(125/100~150/100)×勤務時間	同じ		36,421 千円	311,291 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が ・臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき、9,000円を超えない範囲の額 ・災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの正規の勤務時間以外に勤務した場合に支給 勤務1回につき、4,500円を超えない範囲の額	異なる	支給額が異なる	2,377 千円	237,700 円
単身赴任手当	官署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額30,000円+加算額(70,000円を超えない範囲内)	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・(深夜勤務時間数)×(勤務1時間当たりの給与額)×25/100	同じ		時間外勤務手当に含む	
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで勤務した場合 宿直勤務1回につき、4,400円 日直勤務1回につき、4,400円	同じ		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	909,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 市 長	724,000 円	1,053,000 円／	686,000 円
報 酬	議 長	482,000 円	629,000 円／	376,900 円
	副 議 長	428,000 円	575,000 円／	309,700 円
	議 員	399,000 円	522,000 円／	286,600 円
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合) 3.40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.40 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	副 市 長	909,000×在職月×43.5/100	18,979,920 円	任期毎
	備 考	724,000×在職月×25.75/100	8,948,640 円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

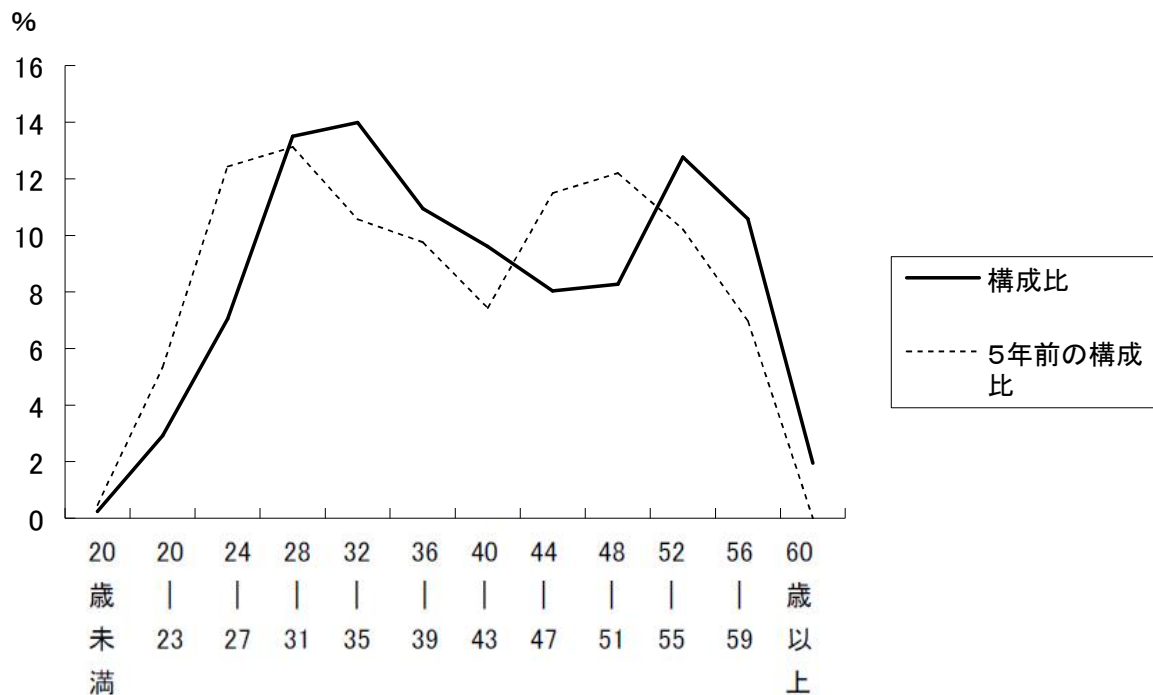
区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	議 会	7	6	▲ 1	職員配置の見直しによる減員
	総 務	105	107	2	職員配置の見直しによる増員
	税 務	31	31	0	
	民 生	212	214	2	組織機構の見直しによる増員
	衛 生	72	70	▲ 2	職員配置の見直しによる減員
	農 林	31	31	0	
	商 工 土 木	10	11	1	業務量の増加による増員
普 通 会 計 部 門	計	539	542	3	業務量の増加による増員
					<参考> 人口1万人当たり職員数 78.59 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 59.84 人)
	教育部門	126	127	1	職員配置の見直しによる増員
	消防部門	103	102	▲ 1	退職不補充等
	小 計	768	771	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 111.79 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 77.94 人)
公 営 会 企 業 部 門	病 院	0	0	0	
	水 道	16	15	▲ 1	職員配置の見直しによる減員
	下 水 道	8	8	0	
	そ の 他	27	27	0	
	小 計	51	50	▲ 1	
合 計		819	821	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 119.04 人
		[1,045]	[1,045]	[一]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況

(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	24人	58人	111人	115人	90人	79人	66人	68人	105人	87人	16人	821人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	546	565	556	549	539	542	▲4 (△0.7)
教 育	151	140	137	135	126	127	▲24 (△15.9)
消 防	110	106	106	105	103	102	▲8 (△7.3)
普通会計	807	811	799	789	768	771	▲36 (△4.5)
公営企業等会計	54	55	56	53	51	50	▲4 (△7.4)
総合計	861	866	855	842	819	821	▲40 (△4.6)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 1,185,447	千円 236,064	千円 76,836	% 6.5	% 6.4

区 分	職員数 A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり 給与費 B/A
5年度	人 16	千円 67,644	千円 9,817	千円 29,684	千円 107,145	千円 6,697

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。
3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員は含みません。

イ 特記事項

--

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
阿 南 市	45.1 歳	343,187 円	550,540 円
市 町 村 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

阿 南 市	阿南市（公営企業職員除く）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,787 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,623 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当

(令和6年4月1日現在)

阿 南 市	阿南市（団体平均）
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 退職時特別昇給 (2%～45%加算) 1人当たり平均支給額 - 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 退職時特別昇給 (2%～45%加算) 1人当たり平均支給額 3,586 千円 20,522 千円

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は 令和5年度 に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		2,103 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		133,256 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
阿南市	3 %	16 人	3 %

エ 特殊勤務手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)		0 %		
手当の種類(手当数)		3 種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
水道料金徴収事務を主たる職務とする職員の特殊勤務手当	水道料金徴収事務を主たる職務とする職員	水道料金徴収事務	—	月額2,500円
水道料金徴収事務に従事した職員の特殊勤務手当	水道料金徴収事務に従事した職員	水道料金徴収事務	—	日額250円
水道給水停止の作業に従事した職員の特殊勤務手当	水道給水停止の作業に従事した職員	水道給水停止作業	—	1件につき300円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	2,044 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	146 千円
支給実績 (令和4年度決算)	3,427 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	245 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当

(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	4(6)と同じ	同	—	1,668 千円	185,333 円
住居手当	4(6)と同じ	同	—	708 千円	236,000 円
通勤手当	4(6)と同じ	同	—	1,157 千円	77,133 円
管理職手当	4(6)と同じ	同	—	1,757 千円	585,667 円
休日勤務手当	4(6)と同じ	同	—	47 千円	5,222 円
夜間勤務手当	4(6)と同じ	同	—	時間外勤務手当に含む	
管理職特別勤務手当	4(6)と同じ	同	—	9 千円	4,500 円